

## 有限会社ヤマサキケアネット 運営規程

(指定福祉用具貸与事業・指定介護予防福祉用具貸与事業)

(事業の目的)

第1条 有限会社ヤマサキケアネットが開設する福祉用具貸与事業所(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具の貸与をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年12月21日条例第52号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 有限会社ヤマサキケアネット
- 二 所在地 尼崎市武庫元町1丁目21番14号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。(特定福祉用具販売の職員との兼務)

- 一 管理者 常勤 1名(専門相談員との兼務)
- 二 専門相談員 常勤 7名(うち1名管理者との兼務)

(福祉用具専門相談員講習会修了者等)

専門相談員は、指定福祉用具貸与の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日までを除く
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(指定福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

- 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 3 福祉用具の納品に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者には当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 4 利用者の要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

(取り扱う種目)

第7条 指定福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 車いす
- 二 車いす付属品
- 三 特殊寝台
- 四 特殊寝台付属品
- 五 床ずれ防止用具
- 六 体位変換器
- 七 手すり
- 八 スロープ
- 九 歩行器
- 十 歩行補助杖
- 十一 認知症老人徘徊感知機器
- 十二 移動用リフト
- 十三 自動排泄処理装置

2 指定介護予防福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 手すり
- 二 スロープ
- 三 歩行器
- 四 歩行補助杖

3 指定介護予防福祉用具貸与において、以下の種目は、一定条件に該当する場合は、貸与可能となります。

- 一 車いす
- 二 車いす付属品
- 三 特殊寝台
- 四 特殊寝台付属品
- 五 床ずれ防止用具
- 六 体位変換器
- 七 認知症老人徘徊感知機器
- 八 移動用リフト
- 九 自動排泄処理装置  
(利用料等)

第8条 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は別紙のとおりとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用についてその実費を徴収する。  
(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、尼崎市・西宮市・伊丹市・川西市・宝塚市・芦屋市・猪名川町とする。  
(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、提供した福祉用具貸与等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した福祉用具貸与等に関し、法令の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び対応)

第12条 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生もしくはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

一 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定める。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。

三 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び従業者に対して研修を行う。

2 指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(福祉用具の消毒方法等)

第13条 指定福祉用具の貸与に当たっては、福祉用具の保管、消毒については、以下の業者へ委託して行う。

一 株式会社 トーシン

二 株式会社 ヒガシ21

三 株式会社 ニシケン

四 株式会社 プライムケアウエスト

五 株式会社 セリオ

六 アビリティーズケアネット株式会社

七 フランスベッド株式会社

八 東山産業株式会社

九 パラマウントケアサービス

十 宝塚育成事業所

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者及び管理者は、暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定福祉用具貸与の提供が完結した日から5年間保管するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ヤマサキケアネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。